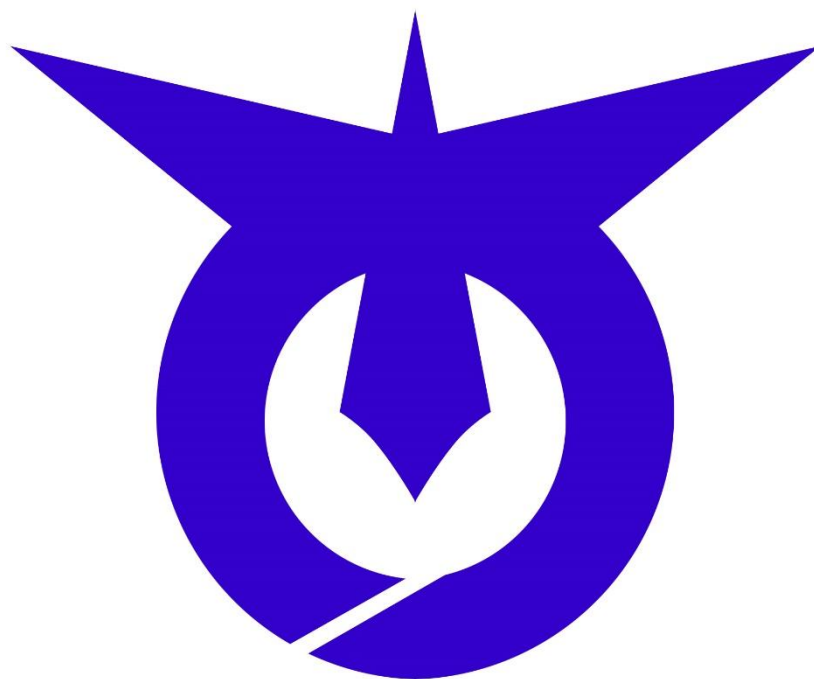


安芸市業務継続計画

【地震対策編】

(暫定版)



令和2年10月

安 芸 市

目 次

第1章 総則

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 業務継続計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 地域防災計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本方針

- 1 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の発動と解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 被害状況の想定

- 1 想定する災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 市全体の被害状況の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 庁舎等の被害状況の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第4章 非常時優先業務の整理

- 1 対象業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 対象業務の整理基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 応急業務の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 通常業務の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第5章 非常時優先業務の実施体制

- 1 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 指揮命令系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 職務代行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 職員の参集・配備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第6章 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

- 1 職員の参集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 代替庁舎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 電気の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 職員用の水・食料・トイレの確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 通信手段の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 公用車（燃料）の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 消耗品等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 9 職員の安全確保と健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第7章 業務継続体制の向上

- 1 教育・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 点検・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第1章 総則

1 計画策定の目的

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、過去の災害では、地方公共団体自身が被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により災害時の対応に支障を来した事例が多数見受けられるところであり、このような非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。

南海トラフ地震等の発生により、市役所機能が低下する中であっても、迅速かつ適切に災害対応業務を開始するとともに、可能な限り早期に通常業務を復旧させることにより、市民の生命、財産を守り、市民生活への影響を低減させることを目的として「安芸市業務継続計画」を策定する。

なお、本計画は新庁舎建設（令和6年完成予定）までの暫定版とする。

2 業務継続計画の概要

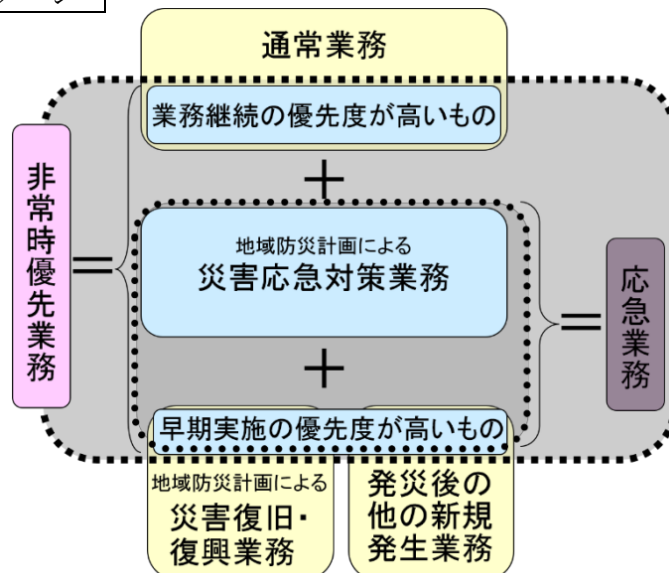
(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らが被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(2) 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

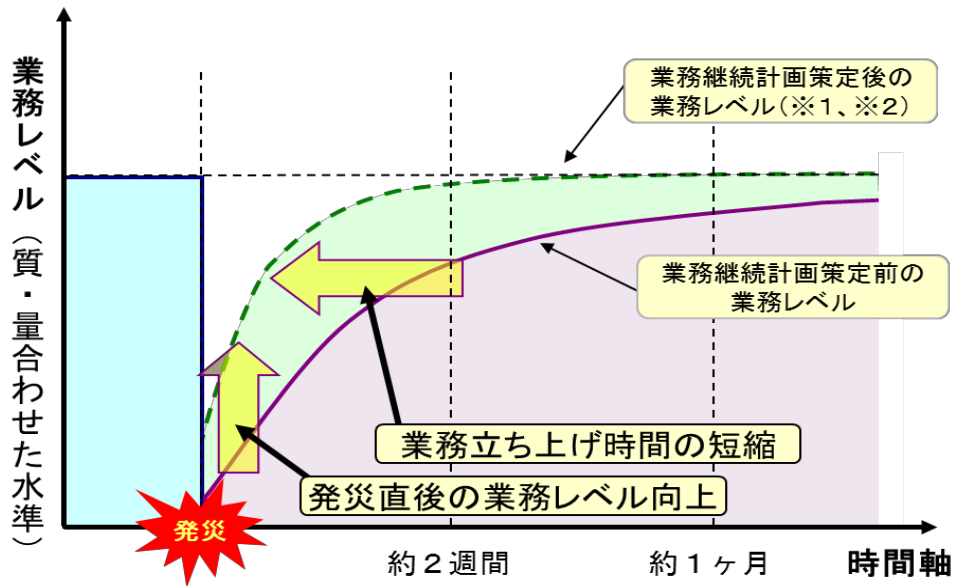
図1-1 非常時優先業務のイメージ



(3) 効果

「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。また、自らが被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図 1 - 2 業務継続計画の効果のイメージ



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

3 地域防災計画との関係

安芸市地域防災計画は、災害基本法第42条の規定に基づき作成した計画であり、想定される災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、災害予防、応急対策及び復旧に関し、実施すべき業務について定めた総合的な計画である。

一方、業務継続計画は、利用できる資源に制約がある状況下において、優先すべき通常業務を特定するとともに、業務継続に必要な資源の確保・配分等をあらかじめ明確にすることで、非常優先業務遂行の実効性を確保する計画である。

表 1 - 1 地域防災計画と業務継続計画との関係

項 目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はない。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）

項 目	地域防災計画	業務継続計画
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

第2章 基本方針と対象組織

1 計画の基本方針

大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- (1) 災害発生時には、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に基づく災害応急対策業務を最優先に実施する。
- (2) 市民生活及び地域社会への影響の観点から優先度の高い通常業務を整理し、それ以外の通常業務は原則として、休止・縮小を行う。
- (3) 平常時から教育や訓練等を着実に実施するとともに、不足する資源に対する対策について進捗管理を実施し、実効性の確保を図る。

2 計画の発動と解除

(1) 発動条件

本計画の発動要件は、南海トラフ地震の発生により、安芸市災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合とする。

(2) 発動権限者

計画の発動権限者は、市災害対策本部長(市長)とする。なお、本部長に事故があるときの代決順位は、副市長、教育長、消防長とする。

(3) 解除

本部長は、本市における全ての業務再開の支障が改善され、安定的な業務継続が可能な場合、業務継続計画の解除を宣言する。ただし、各本部長は解除の宣言前であっても、災害応急対策業務の進捗状況に応じ、休止・縮小した通常業務を順次再開させていくものとする。

第3章 被害状況の想定

1 想定する災害

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、およそ100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の30年以内の発生確率は70%～80%程度と公表している。

東日本大震災ではこれまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生した。このため本市の対策に幅を持たせて万全を期すため、安芸市地域防災計画（震災対策編）では、南海トラフの巨大地震モデル検討による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づき、規模の異なる地震の被害を想定しているが、本業務継続計画では、最大クラスの地震・津波の被害（南海トラフの巨大地震：レベル2）を想定した計画とする。

(1) 最大クラスの地震・津波とは

- ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

(2) 前提条件

- (ア) 地震
 - ・マグニチュード 9.0
 - ・東側ケース
 - ・震度 6 弱～7
- (イ) 津波
 - ・マグニチュード 9.1
 - ・四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
- (ウ) 想定条件
 - ・冬の深夜に地震が発生
 - ・避難速度は 1 分あたり 35m
 - ・浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難

2 市全体の被害状況の想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の 2 ケース推定されている。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおり。

(ア) 現状

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 20%、20 分後に避難開始が 50%、津波が到達してから避難開始が 30%
- ・平成 25 年 3 月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は 74%

(イ) 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
- ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
- ・住宅の耐震化率は 100%

①人的被害（平成 25 年 5 月 [高知県版]南海トラフ巨大地震による被害想定より）

人口 20,361 人（H17 国勢調査） —：未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	
			うち重傷者			うち重傷者
建物倒壊	390	1,700	940	40	450	260
急傾斜地崩壊	10	10	若干数	—	—	—
津波	1,300	90	30	50	0	0
火災	100	20	10	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	1,800	1,800	980	90～	450～	260～

②建物被害 （平成 2 5 年 5 月[高知県版]南海トラフ巨大地震による被害想定より）
 総棟数 13,807 棟 ー：未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被害の要因	全壊（棟）		半壊（棟）
	現状	対策後	現状
液状化	30	ー	140
揺れ	6,000	700	3,600
急傾斜地崩壊	20	ー	20
津波	3,500	ー	1,400
地震火災	130	ー	ー
小計	9,700	ー	5,100

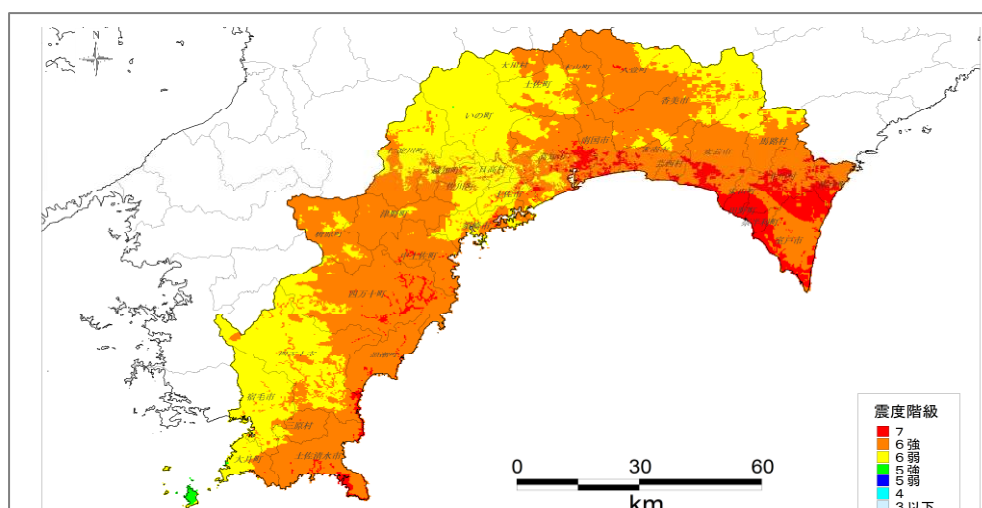
③ライフライン被害想定

	被害想定	被害の概況、復旧予想
電力 (県全域)	停電 528,000 軒 停電率 100%	電柱、電線、変電所等の被害が発生 復旧推移（停電率） 1 日後 90% 4 日後 44% 1 週間後 35%
固定電話 (県全域)	不通 218,000 回線（全県） 不通率 100%	電話線の断線、通話の輻輳が発生 復旧推移（不通率） 1 日後 83% 1 週間後 23% 2 週間後 6%
上水道 (安芸市)	断水人口 13,663 人 (給水人口 16,663 人) ※平成 30 年度給水人口より	被害件数 320 件 復旧日数 123 日 1 日後 82% 1 週間後 79% 1 ヶ月後 63%
下水道 し尿処理 (安芸市)	機能支障人口 6,500 人 (処理人口 6,500 人)	支障人口・率（1 日後）6,500 人・100% 〃 （1 週間後）5,700 人・88% 〃 （1 ヶ月後）1,300 人・21%
L P ガス (安芸市)	要点検需要家数 4,100 戸 機能支障率 59% (需要家数 7,000 戸)	（3 日後）需要家の各戸の点検・再供給 が順次行われる。 （1 週間後）一部の需要家を除きほぼ 復旧する。 （1 ヶ月後）ほぼすべての需要家で復 旧する。

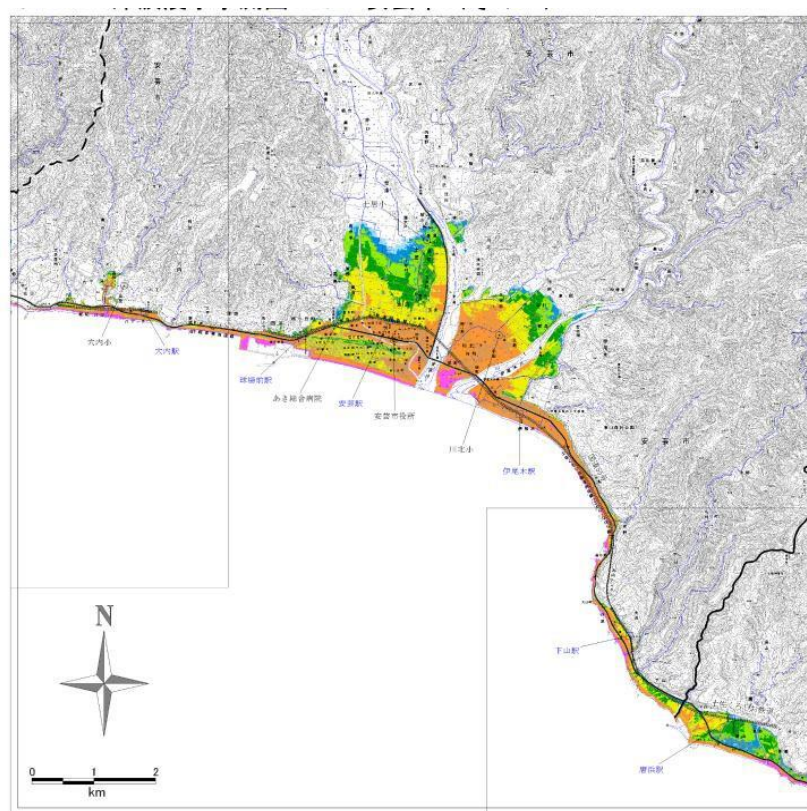
④道路・交通機関被害想定

	被害想定	被害の概況、復旧予想
道路 (県全域)	揺れによる箇所数 250 箇所 津波による箇所数 200 箇所 橋梁被害箇所数 360 箇所	発災～1日後 浸水区域は通行不能 3日後 緊急輸送路は限定的に機能確保 1週間後 浸水区域に仮復旧経路が構成 1ヵ月後 橋梁以外はほぼ啓開
鉄道 (県全域)	揺れによる箇所数 830 箇所 津波による箇所数 180 箇所	発災～1週間 応急復旧中のため不通 1ヵ月後 津波被害区域以外で運転再開 3ヵ月後 津波被害区域において内陸部 への移転等を検討
バス (元気バス・ 東部交通他)	被害を受けた道路等の多く が亀裂や沈下、沿道建物の 倒壊などで、通行困難とな る。 山間部の道路では、斜面崩 壊などにより道路がふさが り、通行困難となる。	発災～2日後 国道等では、斜面崩壊や 津波警報・注意報が発令されている地域 で不通となる。停電が続いているため、信 号などの交通管制に支障が生じる。 3日後 国道等は、一部で不通区間が残 るが、内陸部の広域ネットワークから沿 岸部の浸水エリアに侵入する緊急仮復旧 ルートの7割程度が確保される。 交通規制により緊急通行車両の通行が優 先され、災害応急対策が本格的に開始さ れる。 1週間後 直轄国道等は緊急復旧ルート が概成する。

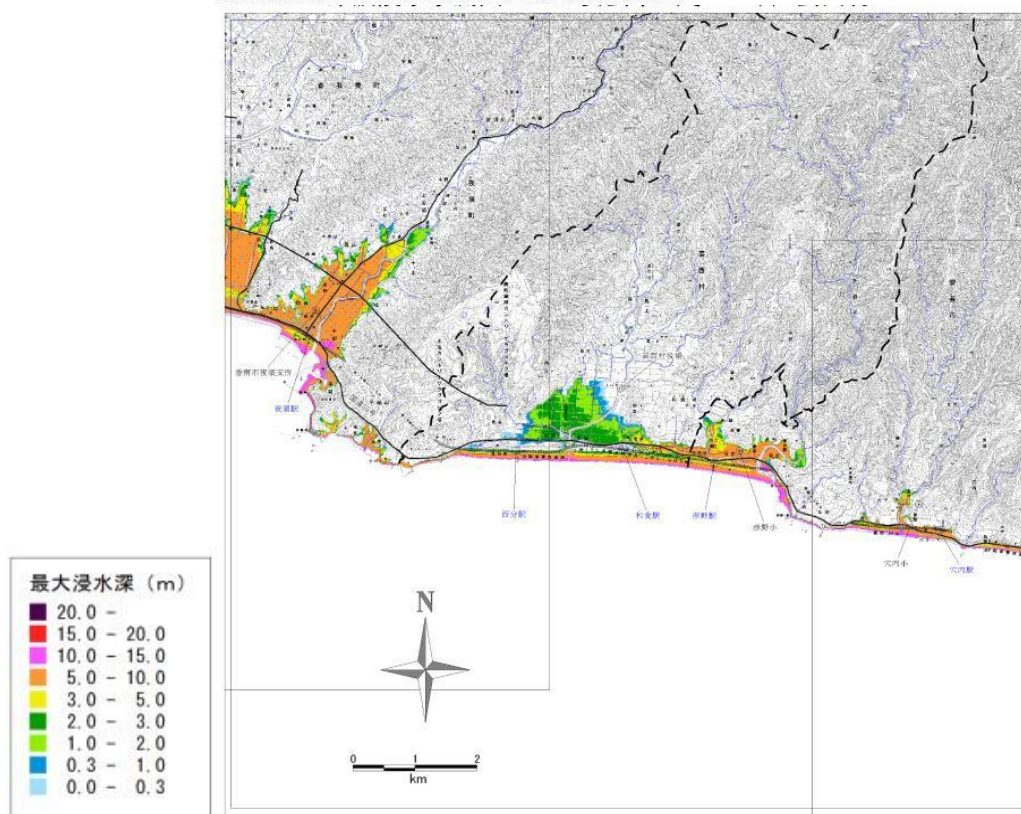
【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布（平成 24 年 12 月 10 日）



【高知県版第2弾】津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深（平成 24 年 12 月 10 日）



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

3 庁舎等の被害状況の想定

	被害状況等	復旧予想
市庁舎等	西庁舎 3 F、防災センターは、使用可能 重大な被害は生じていないと想定。 東庁舎、北庁舎は使用不可	応急危険度判定後、使用可能か 判断。使用不可であれば代替施 設に機能配置する。
庁舎内部	震度 6 弱の揺れにより、什器のほとん どが転倒・落下、窓ガラスの破損・飛散	使用再開には少なくとも数時 間の復旧作業が必要となる。
電力	発災直後は、断線等により電力供給が中 断。発災後 72 時間は自家装置で対応	復旧は 3 日後の見込み
ガス	ガス管等の被災により使用不能。	仮設配管等で対応。本復旧は 1 月後の見込み。
固定電話 携帯電話	輻輳が発生又は断線により不通 輻輳により不通	復旧は 3 日後の見込み
防災行政無線	県防は通信可。同報系は浸水域外の子局 とで通信可。	浸水区域内の子局の復旧は 1 月後の見込み
上水道	管渠等の被災により供給停止。防災セン ターは、井戸水の利用により生活用水は 確保できる。	仮設配管等で対応。本復旧は 1 月後の見込み。
トイレ	管渠等排水機能の被災により使用不能。	仮設配管等で対応。本復旧は 1 月後の見込み。
情報システム	西庁舎電算室の被災及び N T T - W 回線 寸断により使用不可。スタンドアロン使 用。	N T T - W 回線の復旧に 3 日 から 1 週間後の復旧の見込み

第 4 章 非常時優先業務の整理

1 対象業務の範囲

非常時優先業務は、地域防災計画における災害応急対策業務と早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等のほか、それ以外の通常業務のうち災害時においても優先度が高く継続が求められる「通常業務」を対象とし、対象期間を発災直後から 1 カ月とする。

必要度		内 容
非常時 優先 業務	応急業務	・地域防災計画（震災対策編）の第 3 章「災害応急対策計画」にお ける業務及び「南海地震・津波行動マニュアル」における業務 ・地域防災計画の第 5 章「災害復旧・復興計画」における業務のう ち、被災者の生活支援等に供する業務
	通常業務	・市民の生命・健康・財産を守る業務 ・その他、死亡・出生届等休止することができない業務
休止業務		・一定期間（1 ヶ月超）先送りすることができる業務

2 対象業務の整理基準

(1) 業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3 時間以内	・ 初動体制の確立 ・ 被災状況の把握 ・ 救助、救急の開始	・ 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信等） ・ 指揮命令系統の確立、職員の安否確認 ・ 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・ 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難誘導、警戒等） ・ 応急救護所の設置 ・ 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成、運用）
1 日以内	・ 避難所の開設 ・ 応急活動（救助・救急以外）の開始 ・ 避難生活支援の開始	・ 避難所の開設、運用 ・ 短期的な二次被害予防業務（土砂災害等） ・ 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） ・ 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） ・ 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、給水等）
3 日以内	・ 緊急交通の確保 ・ 被災者への支援の開始 ・ 他の業務の前提となる行政機能の回復	・ 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道等） ・ 避難生活の向上に係る業務（仮設トイレ、入浴、メンタルヘルス、防犯等） ・ 清掃に係る業務（ごみ、がれき処理等） ・ 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） ・ 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） ・ 業務システムの再開等に係る業務 ・ 市民災害相談
2 週間以内	・ 復旧・復興に係る業務の本格化 ・ 窓口行政機能の回復	・ 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） ・ 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） ・ 学校・保育再開に係る業務 ・ 金銭の支払い、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） ・ 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1 カ月以内	・ その他の行政機能の回復	・ その他の業務

3 応急業務(初動対応含む)の整理

詳細な業務（活動班別）の時間別一覧の整理については、南海地震応急期職員行動マニュアルにおいて整理する。

4 通常業務の整理

詳細な業務（課別）の時間別一覧の整理については、別紙1のとおりとする。

第5章 非常時優先業務の実施体制

1 実施体制

南海トラフ地震が発生した場合、安芸市地域防災計画に基づき、災害対策本部を安芸市防災センターに設置し、非常時優先業務を実施する。

2 指揮命令系統

応急業務については、安芸市地域防災計画に定めるところによる。なお、通常業務は、安芸市行政組織規則、安芸市職務決裁規程に定めるところにより、指揮命令系統のもと実施する。

3 職務代行

職務代行の対象者	第1順位	第2順位	第3順位
災害応急対策本部長（市長）	副市長	教育長	消防長

4 職員の参集・配備体制

(1) 震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	配備基準	動員体制
震災第一配備 （警戒体制）	高知県に津波注意報が発表されたとき	危機管理課職員 消防本部職員 （責任者 危機管理課長）
震災第二配備 （厳重警戒体制または災害対策本部判断設置）	高知県東部で、震度4以上の地震が発生したとき 高知県に「津波」の津波警報が発表されたとき	危機管理課、災害対策本部員 （各副部長） 消防本部職員 （責任者 市長）
震災第三配備 （災害対策本部自動設置）	高知県東部で、震度5弱以上の地震が発生したとき 高知県に「大津波」の津波警報が発表されたとき	全職員 （責任者 市長）

(2) 参集場所

対象職員	参集場所（勤務時間内）	参集場所（勤務時間外）
本庁職員	防災センター	同左
消防職員	防災センター	同左
保育所職員	浸水区域外：各保育所 浸水区域内：防災センター	同左
学校技能員	浸水区域外：各学校 浸水区域内：防災センター	同左
その他	浸水区域外：各勤務地 浸水区域内：防災センター	同左

第6章 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

1 職員の参集

第3章で想定する災害が発生した場合（勤務時間外）の、課別職員の参集状況について、次の通り予測する。

課名	職員数	3h	6h	12h	1d	3d	1w	2w	1m
総務課	10	2	0	6	0	0	1	0	1
企画調整課	11	0	0	10	0	0	0	0	1
財産管理課	11	3	0	7	0	0	0	0	1
税務課	16	5	0	10	0	0	0	0	0
市民課	27	2	0	19	0	0	4	0	1
福祉事務所	16	4	0	10	0	0	1	0	0
環境課	9	3	0	5	0	0	0	0	1
農林課・農業委	14	5	0	7	0	0	1	1	0
商工観光水産課	6	2	0	3	0	0	1	0	0
建設課	18	6	0	8	0	0	3	0	0
会計課	3	2	0	1	0	0	0	0	0
上下水道課	10	3	0	5	0	0	1	0	1
危機管理課	5	2	0	2	0	0	1	0	0
議会事務局	4	2	0	1	0	0	1	0	0
監査・選管	2	0	0	2	0	0	0	0	0
学校教育課	7	2	0	5	0	0	0	0	0
学校用務員	3	0	0	3	0	0	0	0	0
生涯学習課	10	2	0	6	0	0	1	0	1
消防	38	25	0	10	0	0	0	0	1
保育所	51	8	0	31	0	0	7	0	3
合 計	271	78	0	151	0	0	22	1	11

※職員数は令和2年4月1日時点による（参集できないと予想する職員がいるため合計は合わない場合あり）

※職員の参集の前提条件

- ・大津波警報が解除されるまで、避難場所に待機するものとする。（約6時間）
- ・発災から72時間の移動手段は、徒歩又は自転車とし、徒歩の速度は3km/h、自転車の速度は10km/h、公共交通の運行開始は被災3日後とする。
- ・職員本人及び家族の被災により、全職員のうち2週間程度は約1割、1カ月程度は約0.5割が参集できないと予想する。

2 代替庁舎

市庁舎が使用不能に立った場合の代替庁舎リスト

施設名	建築年 耐震性 (○)	津波浸水 液状化	非常用 電源	食料・事務 用品備蓄	通信手段	情報システ ム
防災センター	平成 25 年 (○)	あり 可能性=低	あり	なし	防災行政無 線、トラン シーバー等	使用不可

代替施設の第 1 順位は、防災センターであるが、防災センターは指定避難所となっていることもあり、災害対策本部と避難所としても機能が混在する中で、スペース等に課題がある。

3 電気の確保

項 目	現 状	対応策
○非常用発電機 ・発電機能力 ・設置場所 ・起動方法 ・燃料確保の体制 ○懐中電灯等	非常用発電機(135KVA) 1 基 A 重油 1950L(72h 連続運転) 防災センター R 階 津波浸水の可能性：無 自動運転 備蓄なし 備蓄 11 基	燃料供給協定：J A 北支所 懐中電灯（照明型）の備蓄

非常時優先業務を遂行する上で、照明の確保や通信手段、情報システムの稼働等のために電気が必要となるが、南海トラフによる大規模地震発生時には電力供給が停止することが予想される。

このため、非常用電源設備の設置、懐中電灯等の照明器具の配置等、電源がなくても業務実施可能となるような対策を行う。

また、燃料については、販売業者との災害時の優先供給に関する協定の締結や備蓄等の対策を行い、継続的な供給体制の構築を図る。

4 職員用の水・食料・トイレの確保

項 目	現 状	対応策
○水	備蓄なし 中水は井戸水あり	3 日分備蓄（職員数×2L/日） ペットボトル 900 本/2L 場所：防災センター 3 階
○食料	備蓄なし 消防隊員用の少量備蓄あり	3 日分備蓄（職員数×2 食/日） アルファ米（1,800 食） 場所：防災センター 3 階
○トイレ ・停電・断水時の利用の可能性 ・代替トイレの確保状況	排水機能不全で利用不可 トレットペーパーの在庫なし	仮設トイレの災害協定 トレットペーパーの備蓄(100 本*10 箱) 手洗い用消毒液の備蓄 携帯トイレ、簡易トイレの備蓄 貯留槽又は災害用大規模トイレ整備

食料・水等のほか、医薬品や生活必需品（毛布、作業着、タオル、ティッシュペーパー、マスク等）も備蓄する。（女性や障害をもつ職員等の視点からも必要な備蓄を行う。）

5 通信手段の確保

項目	現状	対応策
○電話・FAX ・故障時の復旧 ・代替通信手段の確保	ISDN 電話回線 1 回線 2 通話 光回線 1 回線 4 通話 携帯衛星電話 2 基 保守契約	災害時優先電話の増設 電話交換機の転倒防止 電話機の予備配置 緊急連絡先リスト 携帯電話充電対策 携帯メールの活用 Wi-Fi の活用
○防災行政無線 ・市防災行政無線 ・県防災通信システム	非常用電源：有り	使用マニュアル
○移動系無線	防災行政無線 2 基 トランシーバ 2 基+固定局 1 基 充電式 10～18 時間使用可能	—

大規模地震等が発生した場合、固定電話及び携帯電話ともに回線、通信設備の損壊、輻輳等により、使用できなくなる可能性が高い。

熊本地震では、Wi-Fi の活用した通信が有効であったことを検証し、Wi-Fi 環境の整備を進める。

6 情報システム

項目	現状	対応策
○サーバ ・転倒・転落防止 ・停電時の対応	設置場所（転倒・転落防止済） サーバー用発電機 時間使用可能	—
○重要データのバックアップ	対応済み	—
○ネットワーク故障時の復旧	保守契約	—
○パソコン等情報機器	予備備蓄なし	—

新庁舎は免震構造を採用し、大地震後も構造体の補修を行うことなく建物を使用できること、また、サーバ室は上層階に設置し浸水リスクに対応しているため、サーバ等の被災は想定しない。電源についても、停電時にはUPS装置と非常用自家発電設備から電源供給を行い機能確保する。

新庁舎建設まで、各データのバックアップについては、津波浸水区域外に移転。

また、サーバや各端末、回線等に使用不能になった場合の関係業者の連絡リスト、予備端末の確保を行う。

7 公用車(燃料)の確保

項目	現状	対応策
○公用車（燃料）	公用車保有台数 134 台 燃料備蓄なし 燃料確保に向けて災害協定の締結（㈱武井石油、(有)並村石油、竹内石油、土佐あき農業協同組合）	発災直後、公用車を可能な限り浸水区域外へ移動する。 公用車の燃料が半分になる前に満タン補給する。

燃料については、災害型対応給油所（㈱武井石油、(有)並村石油、竹内石油）及び土佐あき農業協同組合（現高知県農業協同組合安芸支所）との協定締結により優先的に供給を受けられる。

※土佐あき農業協同組合は、2019 年 1 月 1 日に高知県農業協同組合に統合。

8 消耗品等の確保

項目	現状	対応策
○コピー用紙・トナー	A4:2,500 枚 A3:500 枚	備蓄： A4:200,000 枚 A3:20,000 枚 約 30 日分

大規模地震発生時には、事業者からの継続的な補充は困難と想定されるため、非常時優先業務に必要な消耗品等は常時備蓄しておく。

9 職員の安全確保と健康管理

項目	現状	対応策
○安全確保	強化ガラス・飛散防止フィルム 事務机（耐震対応） ヘルメット貸与 Biz 安否確認システム導入	キャビネットの連結、転倒防止の徹底
○健康管理	休憩スペースがない 職員の健康管理規定がない	休憩室の確保 職員健康管理対策の策定 ・作業時間の上限（日、週） ・休みの確保 ・メンタルヘルスケア

大規模災害が発生し、長期間の対策が必要と判断された場合は、各部は勤務のローテーション計画を作成するとともに、休憩室の確保等環境整備を行う。

ローテーション計画の作成にあたっては、1 日の作業時間は 12 時間、1 週間の作業時間は 60 時間を超えないようにする。原則として 1 週間に 1 日は休みを確保する。

また、原則として 1 人の職員が帰宅しない日が 3 日を超えて勤務することがないようにする。

非常時優先業務に従事する職員には、長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じ、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため職員の心の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、予防、早期発見及びフォローアップと職場の環境改善に係る対策を講じる。

第7章 業務継続体制の向上

1 教育・訓練

発災時に的確に業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や利用できる資源に制約をうける可能性について理解を深めるとともに、自律的に行動できるよう、防災に対する職員個人及び組織的な対応能力の向上させていくことが重要である。

業務継続計画の実効性を確保し、高めていくためには、日頃より全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施していく必要がある。

- ① 避難訓練・・・職員の避難、来客者の避難誘導
- ② 連絡訓練・・・緊急連絡先への連絡
- ③ 参集訓練・・・勤務時間外の参集、勤務時間内の体制
- ④ 図上訓練・・・業務継続計画等に基づいた非常時優先業務実施の手順確認

2 点検・見直し

業務の継続が遂行できる体制の検討は、一定の前提を踏まえて検討するものであるから、最初から完全な計画・体制となるものではない。発災時に実際に機能する計画とするためには、人事異動や連絡先の変更があった場合には遅滞なく更新するなど時点修正はもちろん、訓練等を通して定期的に計画の実行性等を点検・見直しを行い、レベルアップを図っていく必要がある。